

< 組合のあゆみ >

- 昭49.9 • 滋賀県知事の許可を得て組合を発足する（旧愛知郡4町、犬上郡3町の7町）共同事務は、し尿処理
- 昭54.6 • 運転を開始する（処理能力 80 kℓ／日）
- 昭57.4 • 運転管理業務を全面的に直営管理とし職員も12名となる
- 昭60.9 • 年末の搬入量増大に対応するため予備貯留槽を設置する（容量 200 m³）
- 平3.4 • 心身障害児通園事業に関する事務および痴呆性老人を対象とする機能訓練事業に関する事務を共同処理することとなる
- 平7.8 • つくし教室園舎新築工事着工
- 平12.4 • 可燃ごみの処理を行う施設（リバースセンター）の設置、運営、管理に関する事務および廃乾電池の処理、処分を愛知郡広域行政組合より継承し、業務を開始する
- 平14.11 • 可燃ごみ処理施設（リバースセンター）ごみ搬入量増大となりピット拡張 315 m³ → 541 m³となる。
- 平17.2 • 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町が合併し東近江市として発足
- 平18.2 • 秦荘町、愛知川町が合併し、愛荘町として発足
- 平23.10 • し尿の計画収集を開始
収集業務をクリーンライフ湖東有限責任事業組合に委託し、徴収関連事務を組合の業務とする
- 平26.8 • 老朽化機器の更新および施設規模の縮小（処理能力 8

0 kℓ／日→43 kℓ／日)を行い、維持管理コストの低減を図る

- | | |
|--------|---|
| 平31. 4 | ・東近江市（愛東・湖東地区）の燃やせるごみ処理業務から脱退。処理対象地域が4町（愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町）となる |
| 令 2. 4 | ・し尿処理業務においても東近江市（愛東・湖東地区）の脱退により、構成町が4町（愛荘町・豊郷町・甲良町および多賀町）となる |
| 令 3. 1 | ・「新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画（BCP）」策定する
・「災害および感染症発生時における一般廃棄物収集運搬の支援に関する協定」を当組合および構成町、清掃業者との間で締結する |
| 令 4. 5 | ・「災害発生時の廃棄物処理業務継続計画（BCP）」を策定する |